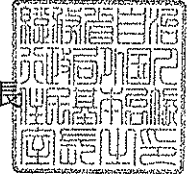


各都道府県  
住民基本台帳担当課長 殿

総務省自治行政局  
外国人住民基本台帳室長



外国人住民に係る住民基本台帳ネットワークシステムの適用に関する質疑応答について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が平成24年7月9日から施行され、平成25年7月8日（以下「適用日」という。）から、外国人住民についても、住民基本台帳ネットワーク等に関する規定が適用されることとなります。このことに関し、外国人住民に係る事務取扱いの留意点について、下記のとおり、質疑応答をとりまとめましたので、参考としてください。

貴職におかれては、その内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（住民票コードの通知）

（問1）住民票コードの通知に当たり、個人情報の保護の観点から留意すべき点は何か。

（答）本人又は同一世帯の者以外の目に触れないように考慮し、封書、圧着はがき等を利用する、公印を電子公印とする場合は、改ざん防止用紙を使用する等の措置を講ずる必要があると考えます。また、住民票コードの通知に当たっては、秘密の保持に十分配慮し、かつ、確実に本人又は世帯主あてに送付されるように、郵送等を行う事業者と十分な調整を行うとともに、事故が生じないよう当該事業者と緊密な連携を図ることが適当です。

なお、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者であることを把握しているものに対する通知については、個人情報の適切な取扱いの観点から、市町村において現在の居所等を把握している場合には、当該居所等を通知先とする等慎重な対応を行う必要があります。

（問2）外国人住民に係る当初分の住民票コードについて、住民票コード通知票の発送はいつ行えばよいか。

（答）適用日以降速やかに発送を行って下さい。その市町村において住民票コードを記載しなかった者に通知をすることのないよう、適用日前の異動が確定してから通知票を作成する等、市町村において適宜対応を行ってください。

(問3) 住民票コード通知票の送付について、郵便以外の方法で行ってもよいか。

(答) 信書に該当するので、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）による送付によるべきであると考えます。

(問4) 住民票コードの通知を行った際に、住所変更未届の異動者等について通知票が返戻されてきた場合には、当該返戻通知票はどのように取り扱えばよいか。

(答) 一定期間保存の後、廃棄していただくこととなりますが、具体的事務、保存期間等は市町村判断となります。なお、適宜、実態調査等を行うことが適当であると考えます。

(問5) 住民票コードの通知について、通知票送付先の宛名を世帯主あてとすることは可能か。

(答) 住民基本台帳は住民票を世帯ごとに編成して作成されるものであり、世帯主あて、世帯票で送付したとしても問題はないと考えます。なお、個人単位で通知する場合は、本人あてが原則ですが、世帯主あてでも差し支えありません。

(問6) 住民票コードの通知に係る業務（通知作成、封入、発送等）を外部委託することについては、セキュリティ面の措置を講じていれば可能か。

(答) 守秘義務等十分なセキュリティ面の措置を講じる必要があります。

#### **(本人確認情報の利用について)**

(問7) 外国人住民の本人確認情報に通称のふりがなは含まれるのか。

(答) 通称にふりがなを付した場合、通称の一部となります。

(問8) 外国人住民の氏名又は通称のふりがなの訂正で本人確認情報の更新は行うのか。

(答) これらのふりがなの修正はそれだけで本人確認情報の変更として通知する取り扱いとはせず、転入、転居等他の本人確認情報の通知を行う場合に最新のふりがなを通知する取扱いとして差し支えありません。

(問9) 適用日以後の帰化若しくは国籍取得又は国籍喪失により、住民票の記載及び削除を行う場合の本人確認情報の異動事由及び異動日はどのように設定すべきか。

(答) 異動事由については、「職権消除等」及び「職権記載等」となり、この順に本人確認情報の通知を行います。また、異動日については、帰化又は国籍取得の場合、帰化の告示日又は国籍取得日を、国籍喪失の場合、国籍喪失日を設定すべきであると考えます。

(問10) 外国人住民の転入等に当たり、法第30条の46又は法第30条の47の規定による届出等転出証明書を添えない届出（法第24条の2に規定する最初の転入届を除く。）があった場合、本人確認情報検索を行い、以前記載された住民票コードを確認できたときは、当該住民票コードを記載するのか。

(答) お見込みのとおりです。また、その際には、当該外国人住民の住民票が別の市町村で作成されているかどうか確認を行い、住民票を二重に作成することのないよう、十分に留意する必要があります。

#### (外国人住民に係る適用日前後の処理)

(問11) 住民票に記載されていた外国人住民が適用日前に転出した場合又は住民票が職権消除された場合において、適用日以後に当該外国人住民に係る住民票を回復するとき、住民票コードの記載はどのように行うのか。

(答) 適用日をまたがって住民票を回復する場合は、新規に住民票コードを記載します。

(問12) 外国人住民が適用日をまたがる転入転出を行う際の住民票コードの記載に関する運用については、どのような整理となるのか。

(答) ①適用日前に転出届が行われた場合

転出地では、住民票コードを記載せず、転入地市町村で住民票を作成する際、新たに記載します。

②適用日以後に転出届が行われた場合

転出地市町村で住民票コードの記載を行い、転出証明書にも住民票コードを記載します。転入地市町村では、転出証明書に記載されている住民票コードにより転入処理を行うものとし、新規に記載は行いません。

(問13) 外国人住民が、異動日が適用日前の転出届を適用日以後に行う場合、どのようにすればよいか。

(答) 転出地市町村においては、住民票コードを記載したまま、当該外国人住民に係る住民票を消除します。また、当該外国人住民が転入届を行う場合、転入地市町村においては、転出証明書に記載されている住民票コードを記載します。

(問14) 外国人住民に係る住民票について、適用日前に住民票を消除すべき事由が生じていたことを市町村長が適用日以後に知った場合、どのようにすればよいか。

(答) 当該市町村において、住民票コードを記載したまま、当該住民票を消除します。